

安心保証 賃貸保証委託申込書

記入漏れはございませんか? 「本人確認資料」とともに

FAX 03-6240-3381 までFAX ください。



個人用

お客様がお申込される
会社名(乙)

いえらぶパートナーズ 東京都新宿区西新宿2-6-1
新宿住友ビル25階

[Jc]

申込日

西暦

年

月

日

管理 仲介会社様(代理店)様記入欄	代理店	代理店名 (電話番号)	大生不動産株式会社 tel 03-3463-3193				代理店コード	13-13-24236-000			
							担当者名				
	用途/プラン	<input type="checkbox"/> 住居用	<input type="checkbox"/> 事業用	<input type="checkbox"/> 駐車場/コンテナ	<input type="checkbox"/> 外国籍	<input type="checkbox"/>					
	初回保証料 (最低保証料)	50 % (25,000 円)	100 % (50,000 円)	100 % (4,000 円)	100 % (40,000 円)						
	更新保証料 (最低保証料) <small>月払の場合:月額保証料</small>	10,000円/毎年	10%/毎年 (20,000円)	500円/毎月	15,000円/毎年						
引落送金 手数料(税込)	440 円/毎月	440 円/毎月	なし 円/毎月	440 円/毎月							
契約条件	フリガナ										
	物件名称										
	所在地	〒									
	初期費用	敷金	礼金	保証金	敷引	入居予定日 (入居中の場合は 保証開始予定日)	西暦 年 月 日				
	賃料等	①家賃	②管理費・共益費	③駐車場	④その他	毎月の賃料等 合計額	①+②+③+④ 円				

お申込者様記入欄	フリガナ					固定電話					
	お名前					携帯電話					
	生年月日	西暦	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍			
	ご住所	〒									
	お勤め先(学校)	名称					電話番号				
		所在地	〒								
		<input type="checkbox"/> 公務員	<input type="checkbox"/> 会社員	<input type="checkbox"/> 会社役員	<input type="checkbox"/> 派遣	<input type="checkbox"/> 自営業	<input type="checkbox"/> パート・アルバイト	<input type="checkbox"/> 年金受給	<input type="checkbox"/> 無職()	<input type="checkbox"/> 学生	
	お住まい	<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 社宅・寮	<input type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 家族所有	居住年数	年 月				
	お引越し事由					月収	万円				

緊急連絡先	いずれかにチェックください <input type="checkbox"/> 緊急連絡先のみ <input type="checkbox"/> 連帯保証人兼任(原賃貸借契約上) <input type="checkbox"/> 親権者										
	フリガナ					固定電話					
	お名前					携帯電話					
	生年月日	西暦	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍			
	ご住所	〒									

入居者(お申込者以外)	いずれかにチェックください <input type="checkbox"/> 契約者含め入居 <input type="checkbox"/> 契約者以外入居										
	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦	年	月	日	人数	人	
	お名前					契約者との続柄					
						携帯電話	職業	<input type="checkbox"/> 無職(学生・主婦含)	<input type="checkbox"/> 年金		
	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦	年	月	日	契約者との続柄		
	お名前					携帯電話	職業	<input type="checkbox"/> 無職(学生・主婦含)	<input type="checkbox"/> 年金		

備考											
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

・私(申込者・賃借人)は、表面記載の保証料及びその他の費用・裏面および別紙記載の「個人情報の取扱に関する同意事項」「信用情報の取扱に関する同意事項」「保証委託契約※」の条項に同意の上、賃貸保証委託契約を申し込みます。(※「保証委託契約」条項の抜粋した重要事項については別紙リーフレット「賃貸保証委託契約をお申込(ご契約)されるお客様へ(賃貸保証委託契約に関する重要事項説明書)」に記載。)
 ・また、本申込書に記入した内容をもとに当社が審査を行い、申込者の申込、または契約の事実に関する情報が与信判断及び与信後の管理のために利用されることに同意いたします。
 ・申込書に事実と異なるあるいは虚偽の記載があった場合、申し込みは無効となり、また契約を解除されてもなんら意義を申し立てません。
 ※審査の結果、保証委託契約をお断りする場合もございますが、理由については一切お答えできませんので予めご了承ください。

●クレジットカードをお持ちですか? YES NO

お申込者様
署名
(自筆)

▶ いえらぶパートナーズより申込確認・審査のため、
右記フリーダイヤルからお電話をいたします。
※お出になるのが難しい場合、お手数ですが折り返しお電話ください。

TEL **0120-722-750**

お問い合わせ先

いえらぶパートナーズ 審査係 TEL.03-6240-3361

保証委託契約

私（貴個人、以下「甲」）と株式会社いえらぶパートナーズ（以下「乙」とい）は、以下のとおり、賃貸保証委託契約（以下「本契約」とい）を締結します。本契約は、賃貸保証委託契約書（以下「本契約書」とい）に記されている物件（以下「本物件」とい）に関する賃貸借契約（一併使用契約・利用契約を含む、以下「原契約等」とい）に基づくとします。

第1条（保証委託）

- 甲は乙に対し、原契約等に基づいて発生する債務についての保証を委託し、乙はこれを受託します。
- 甲が法4条の場合には、甲が代表者または入居者（使用者/利用者）が原契約等の連帯保証人であることが条件となります。乙が連帯保証人を不要とする旨を認めた場合、この限りではありません。
- 賃貸人またはその代理人が本物件を借取った事実を、本契約は終了します。ただし、新賃貸人及び乙が保証継続を希望し、保証約款に同意の上、乙所定の手続きを行った場合は、本契約を継続することができます。
- 本契約、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本契約を締結（捺印・捺印し、甲が印返戻料（事務手数料を含む）を支払ったときに成立します。また、甲は本契約成立の条件として、預金口座振替依頼書を乙へ提出します。

第2条（保証料）

- 甲は、本契約書記載の保証料（初回保証料（事務手数料を含む）、月額保証料、更新保証料等）を、乙の定める方法により支払います。
- 月額保証料に關しては、本契約書記載の保証料始期日の翌月から、甲は、本契約書記載の金額または本契約書記載の算出方法により算出された金額を、乙に支払うものとします。
- 賃貸人、甲へ引代った保証料支払債務を支払うことができます。この場合、これに基づき求償権を甲に対して行使し得るものとします。
- 原契約等が中途解約され、本契約が解約された場合でも、甲は、保証料並びに賃料等の返還を請求できません。

第3条（契約期間）

- 本契約の契約期間は、契約締結日より、原契約等の解約または解除される日までとします。
- 原契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本契約は終了します。

第4条（保証範囲）

- 乙は、原契約等に明記されていることを条件として、次の各号に該当する債務について保証します。
 - 原契約等に明記されている、契約始期以降に発生した家賃・管理費（共益費）・駐車場代・変動費等（以下総称して「賃料等」とい）、ただし、本契約書に明記されているものに限ります。
 - 原契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金。ただし、第3条の2項の明渡し完了の日を以てて賃料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡しの別項賃料を計算する場合は、明渡しの末日日を分母として計算するものとします。
 - 原契約等の解除後に自動車（車両を含む）の残留品がある場合の撤去・保管・廃棄費用。
 - 前号各々の義務の履行に關し、訴訟等のための手続きに要した費用。
 - その他、乙が相対承認したもの。
- 乙は、原契約等の期間途中で本契約を終結する旨を甲に通知した際に未払賃料等が発生している甲へについて保証しないものとし、本契約締結後に当該債務の存在が発覚した場合は、契約後の賃料等を含む、全額弁済とします。

第5条（変更について）

- 本契約内容に変更が生じた場合、甲は、賃貸人またはその代理人を通じ、乙に対して速やかに変更内容を届け出なければなりません。
- 前項の変更内容は、乙の承認後に変更されるものとし、

第6条（定価保証契約等）

- 原契約等が転貸が認められる場合であっても、入居者、使用者、利用者が変更となった時点で本契約は終了します。
- 原契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃貸人または第三者に本物件を明渡しした日を以って、本契約は終了します。

第7条（保証債務の履行）

甲が、原契約等に基づく債務の履行を遅延した等の理由により、乙が、賃貸人から保証債務の履行を求められた場合は、本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後に、乙は、甲に対して事前に通知をすることで、賃貸人に対して保証債務を履行することができます。

第8条（求償権の範囲）

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6%の割合による遅延損害金並びに請求のため要した諸費用を支払うものとします。
- 甲は、前項に加え、乙が負担した求償権の履行ために要した諸費用及び明渡しした代金費用（借取費用や撤去・保管・廃棄費用等）を乙に支払うものとし、

第9条（承諾保証）

甲は、本契約に基づき乙が取得する求償権を、乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第10条（事前に承諾）

- 甲が次の各号に該当する事由が生じたときは、乙は甲に対し、保証債務の履行前であっても事前に求償権を行使することができます。
 - 甲の被破産手続き開始の決定を受け、賃貸人甲が該当する破産財団の配当に加入しないとき。
 - 原契約等に基づき債務が弁済期にあるとき。

第11条（敷金等の預り金の返還扱い）

原契約等に基づいて甲が賃貸人に預託した敷金等の預り金については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原回復費用に充当した後に余剰が生じた場合、甲が乙に支払うべき未払債目に充当されるものとします。

第12条（原居先等への連絡）

- 乙が甲の居先または常時電話に連絡をしても甲との連絡が取れず、法令上認められる場合やその他正当理由がある場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせる等について、甲は予め承諾します。
- 甲及び緊急連絡先個人または団体は、前項による乙からの問い合わせに対し、乙に対して、各自の意向を問わず損害賠償その他一切の請求を、事前に乙に対して免除します。
- 第13条（本物件内への立ち入り）**

乙は、法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに本物件の室内に立ち入ることができます。

第14条（連絡依頼）

甲は、原契約等に基づいて発生した賃料等を滞納したときには、乙に対して速やかに連絡するものとします。また乙が甲に対し、原契約等での敷金等の預り金を受入れているが許可に開かず、物件の滞り手紙を挟む等、連絡要請に関する適切な措置を講じることができません。ただし、物件の入居室を滞らせるような物置の増設・増し立ては禁止とします。

第15条（原居先への立入り）

- 原居先等の滞離後、以下いずれかの各号に該当した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意します。
 - 個別の状況、電気・ガス・水道の利用状況等から、甲が本物件において退去したことが明らかに認められること。
 - 甲の他の鍵が賃貸人に返却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明渡しをしたものと認められること。

第16条（滞離後の扱い）

- 第15条に該当する本物件の明渡しを成した場合は、甲は本物件に残置された内容物の所有権を放棄します。また、甲は、乙が当該産廃処理を撤去（撤出/運搬）/保管・廃棄することへ同意したものとします。
- 前項において乙が残置設備（車両を含む、ゴミ箱（除く））を保管する場合、保管開始1ヶ月以上を経過したときは、乙は甲に対して事前に通知することなく撤去・搬送することができます。
- 甲は前項各項に関して発生する一切の費用を負担します。

第17条（原契約等の解除）

甲の合意がない場合、または法令上認められている等正当な事由がある場合は、乙は甲に対しわり原契約等を解除することができます。

第18条（賃借権の承継）

- 甲の死亡等により賃借権の履行ができなくなった場合において、賃借権を正当に承継した同居者等いる親族及び同居者は、乙所定の手続きを行うことにより、本契約が締結された、当該承継人との間で本契約を締結することができます。
 - 前項に該当する賃借権を承継した者は、賃貸保証委託契約を再締結し、自身の名義の預金口座振替依頼書を提出するものとします。

第19条（集金、送金、保証金の前払い）

甲が原契約等に基づいて賃貸人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙が行います。なお、集金・送金業務（本条第6項記載の保証金の前払いを含む）に関しては、乙が乙の固有の資産や他の業務に使用する資産とは混同するかないう分別して、自己信託口座に基づき管理する自己信託口座を使用します。

集金は、預金口座振替規定に基づいて、預金口座からの引落しより行います。また、前払いプラン（月額保証料を支払うプラン）を契約した甲（入居者）向け、クレジットカードによる支払いも選択できます（クレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約に準じて決済するものとします）。なお、利用できずクレジットカードから及び口座は、原則甲名義のものとなります。また、集金方法が変わり、賃料等の引落・送金手数料、甲が負担するものとします。※月利用プランを契約した場合でも、乙の代理店業務を行う不動産事業者によっては、クレジットカード・月払いでない場合もあります。

賃料等の引落しは、毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）とします。

甲がクレジットカード払いを選択する場合は、乙のホームページからクレジットカード支払の登録を行うことで、クレジットカードによる支払（クレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約に従い決済するものとします）を利用することができます。ただし、クレジットカードによる決済できない場合は、自動的に預金口座からの引落しによる支払いを利用するものとします。

乙は、集金した賃料等の賃貸人への送金（保証委託契約または保証約款に基づいて行います）。第3項の期日に引落しができなかった場合は、乙が、賃貸人に保証金（未納賃料等相当額）を前払いします（なお、甲は、甲及び入居者、使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後に保証債務を履行するものでもあり、本項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません）。また、引落結果の案内により、次回以降の引落しを止める場合があります。

前項の場合、甲は、乙の請求に基づいて、未納賃料等及び再請求事務手数料660円（税込）を支払うものとします。支払方法は、金融機関での振込またはコンビニエンスストア等での払込によります。ただし、振込し払込に要する費用は、甲の負担となります。なお、賃料等と、月額保証料、更新保証料、引落・送金手数料等の合計が30万円を超える場合にはコンビニエンスストアで使用できない払込票が発行されます。

- 甲が未納賃料等を支払い、その額が未払い債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。ただし、支払順序の古いものは優先に充当します。
- 未納賃料等
- その他の債務

9.甲が本契約締結に賃料等を支払った月(期間)と振替開始によって乙が賃料等を集金する予定の月(期間)との間に、賃料等未払月(期間)が発生する場合、乙が賃貸人に対し、当該賃料等未払月(期間)の賃料等の前払の保証金を前払することがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、本条第7項と同様の方法により当該未払賃料等を支払うものとします。ただし、甲は、請求と入れ違いに賃貸人に当該賃料を支払っているときは、その旨を乙に通知するものとします。

10.甲が保証料の支払いを遅延した場合、甲は、乙に対し、その遅れに対してする年14.6%の割合による遅延損害金並びに請求のため要した費用を支払わなければならないものとします。

11.甲が前金口座からの引落としによる支払いを12ヶ月間継続して一度も行わなかった場合、甲は、乙に対し、預金口座振替依頼書を再度提出するものとします。

第20条（請求書や支払督促状等の郵便物の返還等）

- 乙が、甲指定の住所に郵送した請求書や支払督促状等の郵便物が延滞・到着しなかった場合には、通常配達すべきに相当するものとします。
- 同一集金口座郵便物の送付先住所が複数ある場合には、乙は、甲の承諾無く送付先住所をそのうちの一つに変更する場合があります。

第21条（反社会的勢力の排除）

- 甲は乙に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - 暴力団、暴力団関係企業、総会屋等またはこれらに準ずる者またはその構成（以下総称して「反社会的勢力」とい）ではないこと。
 - 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者を含む）反社会的勢力たる役員とならないこと。
 - 反社会的勢力に己の組織を併用せず、本契約を締結するのでもないこと。

(4)本契約が終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、この契約に關して次の行為をしないこと。

- 乙に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- 乙または乙の威力を用いて乙業務を妨害し、または乙の信用を毀損する行為
- 自らまたは第三者を通じて本物件（共有部分含む）を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供出し、又は維持し、利用すること。
- 反社会的勢力の居住や出入りをさせず、反社会的勢力が居住・使用していることを感知させざるを要し、若くは、代貸・貸付等を利用して表示行為をしないこと。
- 前項に反する行為を行った時、事実が成立した場合には、乙、他の借借をさせずて、この本契約を解除し、約定に基づき一切の債務を免れるものとします。
- 前項の規定によりこの契約が解除されたことにより、甲が損害を受けた場合も、乙が甲の損害賠償義務を負わないものとし、甲は乙に対し何ら一切の請求（保証料並びに賃料等の返還を含む）を行わないものとし、
- 本条のいずれかの規定の適用により、乙が損害を被った場合、甲はこれを賠償しなければなりません。

第22条（契約の解除）

次の各号に該当した場合は、乙は甲に対し本契約を解除することができます。

- 物件所有権者（賃貸人）との賃貸借契約一括賃貸借契約（マスターリース契約）、サブリース契約等により賃貸人となつた転貸人及び物件所有者との間で争いがあり、双方から賃料等の送金依頼の明確な合意がとれず、真の債権者が不特定となつた場合、乙は、乙が甲から賃料等をつけている場合は乙の判断で甲に賃料等を送金できるものとし、なお、乙への真の買主がいる。
- (賃貸人)物件所有権者及び物件所有者との賃貸借契約一括賃貸借契約（マスターリース契約）、サブリース契約等により賃貸人となっている場合を含む）、この賃貸借委託契約等を理由に、賃貸人の代理人の立場を主張する個人や法人（賃貸借委託会社を主張する個人や法人）が2名（社）以上出現し、双方から賃料の送金依頼の明確な合意が取れない場合、なお、乙が甲から賃料等を受けている場合は乙の判断で賃料金を賃料等を送金できるものとし、乙は一切の責を負いません。
- 賃貸人が死亡し、本物件に關しては相続が内閉じが行われた場合。
- その他、乙、賃貸人もしくは代理人との保証契約が解除となり、本契約の継続が困難となった場合。

第23条（その他事項）

本契約に定めのない事項については、民法、その他法令や慣習に従い、双方誠意を持って協議・解決するものとします。

第24条（合意管轄裁判所）

本契約に関して甲と間で争が生じた場合は、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または家庭裁判所を以て管轄裁判所とします。

第25条（相模窓口）

本契約に関するご相談は下記の窓口までお願いします。

社 名:株式会社いえらぶパートナーズ
住 所:〒162-0225 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル25階
電話番号:03-6240-3390 営業時間:平日9:00～18:00

【クレジットカード利用における注意事項】

- 賃料等及び保証料等のご請求についてクレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約に従い決済するものとします。ご登録のクレジットカードは再請求事前承諾の取扱いに於いてクレジットカード利用上限額を超えた場合や、クレジットカードの有効期限が切れ、かつ乙のホームページから再登録されていない場合等の理由により、クレジットカード利用不能の際は、事前に届け出された甲指定口座からの口座振替となります（約定日 毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業曜日））。なお、引落・送金手数料が引落結果を問わず発生します。また、引落しできなかった場合の払込手数料が甲の負担となります。

- ※口座振替において、約定日/毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に引落しができず、再請求した場合には再請求事務手数料660円(税込)が発生します。 ※クレジットカード利用不平等の事由が解消された場合、その次回以降はクレジットカード決済となります。
- ※1日単位で支払う場合、引落し手数料がかかることがあります。 ※クレジットカード決済から口座振替に変更となった場合、同一月に2ヶ月分の賃料等が引落しされる場合があります。

【家財保険に関する特約条項 ※住用用（保険付）プランのみ】

- 本特約は、「家財保険付プラン」のみに適用されます。
- 乙は家財保険（以下「家財保険」とい）の保障を無償で提供します。
- 本家財保険は「本家財保険の特約として借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償、修理費用補償を付するものとします。なお、詳細（補償内容）については、本サービス申込時に提示するパンフレットまたは家財総合保障書（家財保険の登記書）の内容とします。
- 本家財保険の補償内容等については、自然災害の実況等により変更される場合があります。
- 家財保険は提供している提携保険会社（事業継続が困難となった場合や、乙の判断により業務提携の継続が困難となった場合は、家財保険の内容が変更・廃止されることがあります。

【各付サービスに関する特約条項】

- 本特約は、シェア向け殺虫見守りサービス【まごころ】:近隣トラブル解決 支援サービス【mamorocca】:家電の安心サポート/修理サービス【Syu-rit】等の各種付サービスが設定されている場合に、付帯されている各サービスについて適用されます。
- 乙は各種付サービスを甲に無償で提供します。
- 甲が乙への登録（甲サービス内容及び利用規約等）については、別途提示するパンフレットに承諾するものとします。
- 付帯サービス提供事業者の事業継続が困難となった場合や、乙の判断により業務提携の継続が困難となった場合は、同サービスの内容が変更・廃止されることがあります。

個人情報の取扱に関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

1.賃貸保証委託契約等（その申込を含む、以下「本契約」とい）の申込者（契約者も含む、以下「甲」とい）は、本条を含む株式会社いえらぶパートナーズ（以下「乙」とい）との取引の与信判断及び取引管理（督促を含む）のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」とい）を乙が保証確保を目的として収集・利用することに同意します。

- （1）賃貸保証委託契約書、入居申込書、賃貸借契約書等に甲が記載した申込者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況、e-mailアドレス、その他入居申込書の記載内容により乙が知り得た申込者本人の情報
- (2)賃貸借物件の所在地、物件名、賃料、敷金、その他の契約条件等、賃貸借契約に関する詳細情報
- (3)本契約に付随して乙が知り得た、申込者、同居予定者、緊急連絡先、連帯保証人等の必要情報
- (4)が必要と認め、乙の求めにより甲から提出された、本人確認資料類に記載された情報
- (5)本契約締結後の月々の返済状況等の取引情報
- (6)お問合せまたは連絡した際等の会話の記録情報
- (7)本契約に関する契約後の管理のため、乙が必要と認め取得した申込者等の住民等に記載された情報
- (8)官報や電話帳等一般に公開されている情報

2.本契約に基づき、乙によって甲に対して保証債務が履行された場合、乙が個人情報の保護措置を講じた上で、前項より収集した個人情報を、求償債権の管理業務のために保有・利用します。

3.乙が本契約に関する契約後の管理業務の一部（コンピュータ事務、督促業務、代金決済業務）及びこれらに付随する業務を、乙の委託先企業に委託する場合には、乙が個人情報保護措置を講じたとし、1項より収集した個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限ってご利用することがあります。

第2条（個人情報の利用）

甲は、乙が以下の目的のために第1条1項(1)の個人情報を利用することに同意します。

- (1)乙の事業における新商品情報のお知らせ、関連するWebサービス
- (2)乙の事業における市場調査、商品開発
- (3)乙の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
- (4)外部から委託した乙以外の印刷物・印刷物の送付等

第3条（家賃債務保証債権取扱いへの登録・利用）

1.甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報が発登録されている場合に乙がそのれを利用することに同意します。

れを利用することに同意します。

- 2.甲は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報乙が乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関（以下乙の表に定める期間登録後）の乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員により甲の賃料等の支払履歴に関する調査のために利用することに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本契約に関する申込みをした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6か月
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債権がなくなつてから5年間

3.家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

- (1)甲の氏名、住所、生年月日、電話番号、月額賃料
- (2)甲の月額賃料、債務の支払を遅滞した事実
- (3)甲へ乙間または甲・賃貸人間の借取事実

第4条（提供先及び個人情報利用の目的の通知）

甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の連携先（照会し、甲の申込情報が登録されている場合はそれを利用すること）に同意します。

第5条（個人情報の提供・開示等の同意）

1.甲は、乙が利用法外の規定により公的機関等から個人情報 の提出を求められた場合、及びこれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等から個人情報を提供することに同意します。

- (1)公的機関等から個人情報の目的物件に関する甲へ賃貸人との賃貸借契約に關して知り得た、乙が以下(1)の(1)の第3項に於いて、(2)記載の本契約に関する甲の情報を、求めがある場合には、合約的な範囲で電話・郵送・メール等の方法により提供することに同意します。

(1) 第三者の範囲

- ①提供物件の所有者（新所有者含）
- ②提供物件の賃貸人（新賃貸人含）
- ③提供物件の管理業務を委託する会社
- ④提供物件の資産運用会社

(2) 提供する情報

(契約の種類、契約日、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金金額、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債権整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）、加盟先機関に提供します。

(3) 個人情報等の登録

加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は契約日から6か月以内です。また、当該個人情報等のうち、甲を特定するための情報については契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容に関する情報、返済状況に関する情報、取引に関する情報の登録期間は契約締結中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に関する情報については当該事実の発生から1年以内)と提供

(4) 個人情報等の会社への提供

加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報等を、加盟会員及び提供先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提供先機関の加盟会員は、当該情報を、返済または支払能力を調査する目的のために利用します。

5.（当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提供する信用情報機関）

当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提供する信用情報機関の名称及び連絡先は以下のとおりです。

<当社が加盟する信用情報機関>

株式会社日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp>

<当社が加盟する信用情報機関が提供する信用情報機関>

全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/>

株式会社シーアイシー <https://www.cic.co.jp/>

※開示等の手続きについては

契約者及び保証人は、加盟先機関に登録されている個人情報を保る機関に係る開示請求または当該個人情報に関する乙が求める eth訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によつて行うことができません。

信用情報の取扱に関する同意書

本申込・契約に係る個人情報・法人情報（以下、「個人情報等」という）の提供、登録、使用及び電話接続状況履歴等の取扱う同意内容は以下のとおりです。

1.（個人情報等の使用）

当社は、当社が加盟する信用情報機関（以下、「加盟先機関」とい）及び加盟先機関と提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」とい）(契約者及び保証人（申込者及び保証人予定者を含む、以下同じ）の個人情報が発登録されている場合には、当該個人情報等の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のために利用します。

2.（個人情報等の信用情報機関への提供）

当社は、契約者及び保証人に係る本申込及び本契約に基づく個人情報等（本人を特定するための情報。氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等を指す）並びに申込日及び申込商品種別等の情報（以下、「申込情報」とい）、契約内容に関する情報